

研究成果展開事業

大学発新産業創出プログラム（START） 大学・エコシステム推進型

第2期スタートアップ・エコシステム形成支援

令和7年度 公募要領

公募期間

令和8年1月8日(木)～2月9日(月)



スタートアップ・技術移転推進部
令和8年1月

公募概要

(1)全体概要

本公募要領は、令和7年6月に内閣府が選定した「スタートアップ・エコシステム拠点都市」における取組との連携により大学を中心としたエコシステムの形成に向けた活動を推進する「第2期スタートアップ・エコシステム形成支援」(以下、「本公募プログラム」という)について記載しています。

本公募プログラムは大学から生まれる優れた技術シーズの実用化を目指すアントレプレナーシップを有する人材の育成を強力に支援し、社会変革や社会課題解決に繋がる社会的インパクトの大きいスタートアップが持続的に創出される体制を構築することを目的とします。スタートアップ・エコシステム拠点都市において中核となる大学・機関に対し、アントレプレナーシップを有する人材の育成とスタートアップ創出に一体的に取り組むための活動に必要となる支援を行います。応募対象はスタートアップ・エコシステム拠点都市において中核となる大学・機関を中心とした複数機関の連携によるプラットフォームとなり、研究者個人、機関単独では応募対象とはなりません。また、大学発新産業創出基金事業スタートアップ・エコシステム共創プログラムによる支援を受けており、本支援と相互補完できる必要があります。1拠点都市あたり1プラットフォームまでの申請とします。

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という）からの支援を受ける、複数機関から構成されるプラットフォームは、拠点都市におけるエコシステムの形成・発展を促進するために、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等を推進し、拠点都市におけるエコシステムの形成・発展を促進します。併せて、支援期間終了後の持続的・継続的な活動の実現に向けた取組も推進します。本プログラムにおけるアントレプレナーシップ人材育成の成果を大学発新産業創出基金事業スタートアップ・エコシステム共創プログラムと連携させ、スタートアップ・エコシステムの形成を目指します。

(2)支援期間

契約締結日から令和11年度末まで

(3)支援額

- 令和8年度

申請額の上限は、19,100万円（直接経費）/年としてください。

- 令和9年度

申請額の上限は、14,900万円（直接経費）/年としてください。

- 令和10・11年度

現時点での申請額の上限は、8,300万円（直接経費）/年としてください。（令和10・11年度の上限額を引き上げるかについては、高校生等を対象にした取組等および起業を目指す大学院生（主に博士課程）を対象とした取組等に係る国の予算措置等の状況により決定します。また、各年度の実施計画に「大学生等を対象とした支援」は必ず記載してください。）

計画作成にあたっては、以下の事項を確認してください。なお、採択時の支援額は、最終的に「大学・エコシステム推進型 第2期スタートアップ・エコシステム形成支援委員会（以下、「委員会」という）」における審査の結果等を踏まえ決定します。

- ※ 間接経費は直接経費の30%が上限です。
- ※ 予算については、国における予算措置の状況に合わせて見直す可能性があります。
- ※ 1拠点都市から1プラットフォームの申請が原則となります。2つ以上の拠点都市にまたがつて、合同で1プラットフォームとして申請することは可能ですが、必ず、応募前にJSTへご相談ください。なお、その場合の申請額の上限は変わりません。
- ※ 予算規模の総額の都合上、プラットフォームの規模等の状況を踏まえた審査を行い、実際の支援額を申請金額から大幅に減額する場合があります。

目次

第 1 章 研究提案公募に当たって	8
1.1 第 2 期スタートアップ・エコシステム形成支援について	8
1.1.1 本公募プログラムの趣旨・目的	8
1.1.2 本公募プログラムの目指す姿	8
1.1.3 本公募要領での主な用語	9
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	11
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	11
1.2.2 ダイバーシティの推進について	12
1.2.3 公正な研究活動を目指して	14
第 2 章 公募・選考	15
2.1 本公募で実施する支援内容	15
2.1.1 支援内容	15
2.1.2 支援期間終了後の持続的な起業活動支援やアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等の実現に向けた取組	20
2.2 公募期間・選考スケジュール	20
2.3 支援期間	20
2.4 支援額（上限額）	20
2.5 採択予定課題数	21
2.6 応募要件	21
2.6.1 応募の制限	23
2.6.2 推進体制の要件	23
2.7 応募方法	25
2.7.1 申請書、提出書類一覧	26
2.8 選考方法	26
2.8.1 スタートアップ・エコシステム形成支援の管理・運営	26
2.8.2 選考の流れ	27
研究	28
2.8.3 利益相反マネジメントの実施	28
2.9 選考の観点	31

第 3 章 採択後の研究推進等について.....	34
3.1 研究計画の作成.....	34
3.2 委託研究契約	34
3.3 プログラム推進費.....	34
3.4 プログラム推進費（直接経費）	35
3.4.1 直接経費として支出できない経費の例	36
3.4.2 間接経費.....	36
3.4.3 複数年度契約と繰越制度について	36
3.5 評価.....	36
3.6 総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の責務等.....	37
3.7 研究機関の責務等.....	38
3.8 その他留意事項.....	41
3.8.1 JREC-IN Portal のご利用について	41
3.8.2 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について.....	41
第 4 章 応募に際しての注意事項	42
4.1 生成 AI の利用について	42
4.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	42
4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置	44
4.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保.....	47
4.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	48
4.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	51
4.7 繰越について	51
4.8 府省共通経費取扱区分表について.....	51
4.9 費目間流用について	52
4.10 年度末までの研究期間の確保について	52
4.11 間接経費について	52
4.12 研究設備・機器の共用促進について	53
4.13 博士課程学生の待遇の改善について	54
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	56
4.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について	56

4.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	57
4.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	58
4.18 URA 等のマネジメント人材の確保について	58
4.19 社会との対話・協働の推進について	59
4.20 オープンサイエンスの促進について	59
4.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について	62
4.22 NBDC からのデータ公開について	63
4.23 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	64
4.24 競争的研究費改革に関する記載事項	64
4.25 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	64
4.26 不正使用及び不正受給への対応	66
4.27 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	68
4.28 関係法令等に違反した場合の措置	68
4.29 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	68
4.30 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	72
4.31 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	72
4.32 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	73
4.33 研究者情報の researchmap への登録について	73
4.34 JST からの特許出願について	73
4.35 特許出願非公開制度について	74
第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について	75
5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	75
5.2 e-Rad を利用した応募方法	75
5.3 その他	76

第1章 研究提案公募に当たって

1.1 第2期スタートアップ・エコシステム形成支援について

1.1.1 本公募プログラムの趣旨・目的

イノベーション創出の原動力としてのスタートアップの重要性は以前に増して高くなってきています。近年、我が国のスタートアップの資金調達額は年々増加している一方で、米国や中国と比較して、企業価値が10億ドルを超える未上場スタートアップ（いわゆるユニコーン）の創出数や、投資金額には依然として大きな差があります。シリコンバレーを始めとする諸外国の各都市では、起業する人材をはじめ、資金、周辺の企業基盤や支援機関の集積、法制度整備等、スタートアップ創出のためのエコシステムが形成されており、多数のユニコーンが都市を中心としたスタートアップ・エコシステムから創出されていることが、この差の要因の一つと考えられます。

これらの状況を踏まえ、我が国における創業環境を高めるため、統合イノベーション戦略等において、世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点都市の形成等が政策目標として掲げられ、これに基づき、内閣府が令和2年7月にグローバル拠点都市及び推進拠点都市を選定し、新たに令和7年6月にNEXTグローバル拠点都市を選定しました。

このエコシステムにおけるイノベーションを生み出す原動力として、大学等の優れた技術シーズを活用した競争力の高い大学等発スタートアップ創出とその基盤となる人材を次々と生み出していくことが重要です。そこで本公募プログラムでは、イノベーションの創出を牽引するアントレプレナーシップを有する人材が中心となり、社会課題の解決につながるインパクトの大きいスタートアップを継続的に創出し、スタートアップによって生み出された価値が更なるイノベーション創出の礎となる循環の実現に向けた基盤を構築することを目的とします。具体的には、大学、企業、自治体、金融機関、支援機関等の連携により、アントレプレナーシップの醸成から起業家の育成、並びに起業活動を支援する体制を構築することで、競争力のある大学等発スタートアップが次々と創出される、大学を中心としたエコシステムの形成を加速することを目指します。

1.1.2 本公募プログラムの目指す姿

本公募プログラムでは、以下の視点を踏まえつつ、産学官に金融機関等を加えた、産学官金が連携した大学等発スタートアップの創出・成長支援に向け、それらの基盤となるアントレプレナーシップを有する人材の育成を抜本的に強化することで、エコシステムの形成を加速することを目指しています。小中高生等、大学生、大学院生に加え、プラットフォームにおける活動を活性化させるようなエコシステムに関わる人材の育成・確保も目的として実施します。また、これまで工

コシステム形成に向けて実施された取り組みを整理し、本公募プログラムが拠点都市にどのように貢献するのかを提案いただきます。

- ・各大学において、教育部門、産学連携部門が互いにリソースを出しながら、協力体制を構築し、垣根を越えることで、アントレプレナーシップ教育によるマインドの醸成から、実際に起業を担う人材や起業を支援する人材の育成や、スタートアップ・エコシステム共創プログラムにおける GAP ファンド支援との連携、起業後の支援に至るまで一貫して実施できる体制を構築する。
- ・アントレプレナーシップを持った人材を次々と生み出すための環境を構築し、構築した環境を活用して、アントレプレナーシップを有する人材の裾野を拡大する。
- ・海外のエコシステムとの連携を積極的に行い、グローバルに活躍することのできる人材を育成する。
- ・関係者同士の合意のもと、将来の自律的・持続的なエコシステムを構築するための、人材・資金等が供給される仕組みを構築する。

1.1.3 本公募要領での主な用語

・スタートアップ・エコシステム拠点都市 :

我が国の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金等を生かした世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステムの拠点の形成と発展を目指し、内閣府が令和 2 年 7 月、令和 7 年 6 月に選定（認定）した、地方自治体、大学、民間組織等によるコンソーシアム。

・プラットフォーム :

本公募プログラムでは、主幹機関、共同機関、幹事自治体それぞれ最低 1 機関以上を含めた 5 機関以上で構成されるスタートアップ・エコシステムの推進共同体を指す。なお、プラットフォームの参画機関に一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等のいずれかを 1 機関以上含む必要がある。

・大学等発スタートアップ :

大学等のアカデミアから生まれるスタートアップ。

・大学等 :

国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人、国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関、公益法人等の公的性を有する機関であって、JST が認めるもの。

・高校生等 :

高校生、中学生、小学生に相当する児童・生徒及び高専生を指す。

・企業等：

民間企業等の「大学等」以外の研究機関の総称を指す。

・参画機関：

プラットフォームに参画している主幹機関・共同機関・幹事自治体・協力機関を指す。

・GAP ファンド：

事業化に向けて、研究機関の研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための資金。GAP ファンドを含む起業活動を支援する取組は、大学発新産業創出基金事業スタートアップ・エコシステム共創プログラムにおけるスタートアップ創出プログラムで実施する。

・シーズ：

事業化を目指す上で必要となる研究成果等を指す。プラットフォーム内の GAP ファンドプログラムにおける応募に当たっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能。

・アントレプレナーシップ：

社会に存在する課題を自分事として捉える課題の発見力や共感力を育むことを入口に、不確実性の高い環境下でも自身の持つ資源を超えて機会を追求し、課題解決に向けた行動を起こしていくための精神と態度。

・外部資金：

本公募プログラムでの活動を通じて獲得したものであり、かつプログラムの活動に貢献する民間資金（アントレプレナーシップ教育に関する共同研究費や受託研究費、寄附金等）、参画機関の民間企業等から提供されるリソース（人件費等）等の外部資金の総称。

（外部資金の例）

- ・本公募プログラムの活動のために民間企業等が大学等に拠出する設備、備品等
- ・本公募プログラムの活動のために民間企業等が直接支出するアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営の経費（物品費、人件費、旅費等）
- ・本公募プログラムの活動のために民間企業等から提供される寄付金等

※ なお、外部資金のうち、収入の発生を予見できる事象や研究計画に織り込むべき収入については、JST へ事前相談の上、あらかじめ収入額を委託研究費（研究計画）に反映する必要があります。

【収入の発生を予見できる事象や研究計画に織り込むべき収入の一例】

- ・本公募プログラムによる経費を用いてアントレプレナーシップ人材育成プログラムを開発し、社会人等から受講料収入を得ることが見込まれる場合等。

※ ただし、この事例においてもプログラムを実施する企業等の収入とすることは認められません。

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共に創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思います。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壤には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研

究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不斷に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考え方の人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考え方のもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第2章 公募・選考

2.1 本公募で実施する支援内容

2.1.1 支援内容

本公募プログラムでは、本公募プログラムの支援終了時点におけるプラットフォームとして目指す姿について、スタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョン・目標に対し、プラットフォームとしてどのように貢献していくかを踏まえた上で定め、以下の内容について必ず実施することとします。なお、複数の拠点都市が合同で申請する場合は、プラットフォームとして目指す姿について、申請する複数の拠点都市のビジョン・目標それぞれに、どのように貢献していくかを踏まえた上で定めることが必要です。ここでいうスタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョン・目標とは、「第2期スタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係る公募の申請時に提出された書類のうち、「拠点形成計画」に記載されているビジョンや目標、それに準ずるもの、または、それ以降に拠点都市にて定められたビジョン・目標です。

本公募プログラムでは、イノベーションの創出を牽引するアントレプレナーシップを有する人材の育成や社会課題の解決につながるインパクトの大きいスタートアップを継続的に創出する基盤を構築するため、スタートアップ・エコシステム拠点都市においてプラットフォームを構築する参画機関に対し、アントレプレナーシップを有する人材の育成とスタートアップ創出に一体的に取り組むために必要となる支援を実施します。本プログラムでは大学発新産業創出基金事業スタートアップ・エコシステム共創プログラムと一体的に連携して実施し、アントレプレナーシップ人材育成の成果をGAPファンド等に活用することでスタートアップ・エコシステムの形成を目指します。

具体的には以下の取組における支援を行います。

- (1) アントレプレナーシップ醸成のための人材育成プログラムの開発・運営等
 - (2) 拠点都市のエコシステムの形成・発展
-
- (1) アントレプレナーシップ醸成のための人材育成プログラム(以下、「アントレプレナーシップ人材育成プログラム」という)の開発・運営等

アントレプレナーシップ人材育成プログラムとは、広く受講者（学生・教職員・社会人・高校生等）に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的とし、体験を通じた社会課題の発見力・共感力を育むプログラム、行動変容を起こすプログラム、未来創造や課題解決に向けての思考法等の汎用的スキルの習得、仮説検証等の機会を提供するプログラム、更には受講者の中で特に起業や起業支援、新規事業の創出等を目指している者に対しては、起業に必要となる専門知識・ノウハウ

やスキル等の取得や実践等を提供する教育を指します。

アントレプレナーシップ人材育成プログラムでは、プラットフォームとしてアントレプレナーシップが最大限に醸成され、どの参画機関からも未来創造や課題解決に向けた具体的な行動を起こす人材が次々と生まれる仕組みを構築してください。特に、プラットフォームの内外のヒト・モノ・カネ・情報等のリソースやオンライン技術等を活用して、プラットフォームとして機関が連携し、どの参画機関からも参加しやすいアントレプレナーシップ人材育成プログラムの共同開発および運営を実施するための仕組みや体制の構築、プラットフォーム内の既存のアントレプレナーシップ人材育成プログラムについても、機関連携による相互の受講を可能にする体制の構築、更にはそれぞれの参画機関内におけるアントレプレナーシップ人材育成プログラム及び実施体制の充実を図ってください。さらに、アントレプレナーシップ人材育成プログラムを継続的に実施できる環境の構築に向けて、教職員が体系的に学べる研修機会の確保や事例・ノウハウ共有、外部人材との協働を支える体制を整備し、取組の定着と質の向上を行ってください。

これらを実施し、拠点都市におけるアントレプレナーシップの醸成および裾野拡大に努めていただきます。

また、文部科学省の全国アントレプレナーシップ醸成促進に向けた調査分析等業務及び全国の小学校、中学校及び高等学校等に起業経験者等を派遣する文部科学省のアントレプレナーシップ推進大使派遣事業の活用も積極的にご検討ください。さらに、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの参加者の募集における広報や、継続的な実施に向けて、自治体の教育行政との連携もご検討ください。加えて、文部科学省と経済産業省が設置したジャパン・アントレプレナーシップ・アライアンスの活用も積極的にご検討ください。

本項の支援は①「大学生等を対象とした支援」、②「高校生等を対象にした支援」、③「起業を目指す大学院生（主に博士課程）を対象とした支援」に分かれます。

① 「大学生等を対象とした支援」

大学生等を対象にした、前述のアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発と運営等を実施してください。

また同時に、エコシステムに関わる人材の育成も重要です。エコシステムに関わる人材として、以下のような人物像を想定していますが、提案の際は、支援対象とする具体的な人物像と、対象人物に求める経験、能力、姿勢や考え方などの特性を整理し、どのように育成していくのかの方針を示してください。

- ・自治体（産業部局および教育部局）、企業、VC、ある分野の専門家など、多様な人物とのネットワークを持つ人材
- ・実践的なアントレプレナーシップ人材育成プログラムの実施に際して、課題解決の仮説検証などを通じて、共にソリューションを磨き上げることの出来る人材
- ・アントレプレナーシップ人材育成プログラムを実践する大学教員
- ・プラットフォーム間における橋渡しを担う人材（既存イベントへの乗り入れ、共催などの企画）

※起業支援人材の育成については、スタートアップ・エコシステム共創プログラムにおいて実施するものとします。

② 「高校生等を対象にした支援」

高校生等がアントレプレナーシップを醸成、発揮することを目的に、不確実性の高い環境下でも自身の持つ資源を超えて課題解決や未来創造の機会を追求し、そこに向けた行動を起こしていくための考え方と行動様式を学ぶ機会を提供してください。社会課題の解決や起業に関心が高い高校生等に対しては必要な知識の学習やメンタリング等、実践につなげる機会を提供してください。具体的には、高校生等を対象にしたアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営、高校生等へ持続的にアントレプレナーシップ人材育成プログラムを提供する体制の構築、本取組に関する広報・イベント等の実施を通じて高校生等のアントレプレナーシップの醸成や実践に繋げます。加えて、地域企業との連携により地域課題解決に貢献してきた高等専門学校の潜在力をさらに高めることは、エコシステムの形成に資すると考えられます。高等専門学校が参画するプラットフォームにおいては、高専生に向けたアントレプレナーシップ教育も考慮してください。

支援①「大学生等を対象とした支援」と支援②「高校生等を対象にした支援」の具体的な支援内容と留意点は以下のとおりです。

- ・各拠点都市の事情に応じて、各機関の役割分担等を明確にし、アントレプレナーシップ教育をより効率的、かつ効果的に実施するための体制・仕組みの構築（支援①、支援②）
- ・プラットフォーム内で開発した小中高生等から大学生、大学院生などを対象としたプログラムの体系的な整備（支援①、支援②）
- ・プラットフォーム内外で機関が連携し、共同でアントレプレナーシップ人材育成プログラムを運営するための仕組み・体制構築や、プラットフォームに参加していない大学等も含めて拠点都市において、支援終了までに受講を希望する全ての者が何らかの形で、アントレプレナーシップ人材育成プログラムを受講することができるような仕組み・体制構築等（支援①）

- ・拠点都市におけるアントレプレナーシップ人材の裾野拡大に向けた、本公募プログラム終了時点での定量的な目標値等の設定（支援①、支援②）
- ・実施するアントレプレナーシップ人材育成プログラムの効果を測定するための評価基準・手法の提示および評価の実施（例えば、目指す人材の特性（コンピテンシー）の定義、効果測定のための指標設計など）（支援①、支援②）
- ・論文執筆等による海外も含めた情報・成果発信（支援①、支援②）
- ・アントレプレナーシップ人材育成プログラムの実施において必要な教材費の提供等（支援①、支援②）
- ・支援期間終了後のアントレプレナーシップ人材育成プログラムの持続的な運営に必要な体制や資金の確保を含め、中長期的な計画を定めた活動の推進（支援①、支援②）

③ 「起業を目指す博士課程の学生を対象とした支援」

起業を目指す大学院生（主に博士課程）向けに、それぞれの専門分野での事業化を想定し、デイープテックを活用した起業に必要な知識や能力を身に付けるための座学、ワークショップ及び長期の海外派遣など、実践的なアントレプレナーシップ人材育成プログラムを開発・実施してください。留学生を対象として支援する際は、卒業後のエコシステムへの貢献についての観点も考慮することが必要です。国内外のエコシステム内の活躍が期待されるとともに、日本のエコシステムとの橋渡しを担うアルムナイ人材としての活躍が期待されます。

なお、実施内容として、以下の要件を満たすことが必要です。

- ・参加対象者は、修士・博士課程学生（主に研究シーズを持ち、起業を志す者※）とする。
※スタートアップ・エコシステム共創プログラムのステップ 2GAP ファンドに採択された研究室に所属する修士・博士課程学生が、研究室の研究シーズの事業化に必要な知識や能力を身に付けるために参加することも推奨する。
- ・参加者の専門分野での事業化を想定した必要な知識・能力・ネットワークを身に付ける実践的プログラムであること。
- ・実践的プログラムには、SU 創出に積極的な海外大学の研究室等への派遣や先進的な取組を実施している海外アクセラレーター等のプログラムへの参加など、起業マインドや国際的な人的ネットワーク等を獲得できる海外派遣を含むこと。
- ・海外派遣前に成果目標を設定する等の事前研修や、派遣後に受講者同士が成果を報告し、交流する場等のフォローアップを設けること。
- ・海外派遣期間は、原則 3 週間以上とする。

- ・数名程度のチーム単位での実施も可能とする。
- ・スタートアップ・エコシステム共創プログラムのGAPファンド等の各PFによる支援や、早曉プログラム等への接続を念頭に置いたプログラムであることが望ましい。
- ・他プラットフォームの学生も受講可能な仕組みとすることや、各プラットフォーム間で連携した、効果的・効率的なプログラムを開発・実施することが望ましい。

(2) 拠点都市のエコシステムの形成・発展

産学官金の各ステークホルダーとのネットワークを構築し、それらが有効に機能するようなマネジメントを行うプログラム代表者を配置し、プログラム代表者を中心に、将来的なスタートアップ・エコシステム拠点都市内での貢献を念頭に置きつつ、プラットフォーム全体として目指す姿を描いた上で、その実現のための計画を策定・推進してください。プログラム代表者を中心にプラットフォーム内で、アントレプレナーシップ人材育成プログラムが、プラットフォーム全体に効果的に機能するような仕組みを構築していただきます。具体的には、アントレプレナーシップ人材育成プログラムをプラットフォーム内で共同開発・運営する仕組み、拠点都市の起業家・投資家・地域の関係者等が集まりグローバルにつながることができるコミュニティの設置やネットワーキングイベントの実施、情報収集や発信等を通じた、スタートアップ・エコシステムの形成を推進してください。

加えて、スタートアップ・エコシステムの形成において、自らがプラットフォームにおける活動の活性化、または、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの全体検討や推進を担える人材、エコシステムの核となる人材の育成・確保が重要です。各所属組織がその核となる人材の活動を支援し、産学官金等の組織の枠を超えた一体的なチームとなる体制を構築できることが望ましいと考えられます。また、定期的な機関間・プラットフォーム間での積極的な連携・情報交換を通して、優れた取組の共有や導入を図るとともに、核となる人材を中心とした人的ネットワーク形成ができるように努めてください。

(2) における具体的な支援内容と留意点は以下のとおりです。

- ・プログラム代表者及びプログラム共同代表者を中心としたプラットフォーム推進会議を設け、エコシステムの形成・発展に向けたビジョン及びロードマップ等の作成
- ・プラットフォーム推進会議での議論をスタートアップ・エコシステム拠点都市内の各ステークホルダーと共有する場の設置
- ・プラットフォーム内のネットワークを構築するための取組（コミュニティの設置やネットワーキングイベントの開催等）の企画・運営
- ・拠点都市の起業家・投資家・地域の関係者等が集まりグローバルにつながができるコミ

ユニティの設置やネットワーキングイベントの実施

- ・自治体や民間企業等と連携しながら、拠点都市を中心に、広く社会や企業等にアントレプレナーシップの重要性や、起業を目指す活動が認知されるような広報・イベント等の活動、取組の実施（なお、設立済みのスタートアップ等のPR活動等は本公募プログラムの支援対象外です。）
- ・アントレプレナーシップ人材育成プログラムで培われた知見などを共有するためのプラットフォーム内の各機関間における、プログラム開発に携わった人材の交流や情報共有の場などの検討
- ・その他、拠点都市間の情報共有、ネットワーク構築や、拠点都市外の機関との連携促進に資する取組の実施

2.1.2 支援期間終了後の持続的な起業活動支援やアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等の実現に向けた取組

本公募プログラムの支援期間終了後も、起業活動支援、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等、拠点都市におけるネットワーク構築等に取り組み、拠点都市を中核としてアントレプレナーシップを有する人材を次々と生み出し、競争力のあるスタートアップが持続的に創出され、成長し、生み出された資本が新たなスタートアップの創出に活用されるような産学官金の連携・協働によるスタートアップ・エコシステムが持続・発展していくことが重要です。このため支援期間中から、自律的かつ持続的なエコシステムの実現に向けて、多様なステークホルダーと協働して資金を生み出すとともに、エコシステムに関わる人材が継続的にエコシステムに参画できる仕組みの構築等を進めてください。

2.2 公募期間・選考スケジュール

申請締切：令和8年2月9日(月)正午【厳守】

選考スケジュールは以下を予定しています。

- ・ヒアリング審査：令和8年2月中旬～下旬頃

2.3 支援期間

契約締結日から令和11年度末まで

2.4 支援額（上限額）

- ・令和8年度

申請額の上限は、19,100万円（直接経費）/年としてください。

- 令和9年度

申請額の上限は、14,900万円（直接経費）/年としてください。

- 令和10・11年度

現時点で申請額の上限は、8,300万円（直接経費）/年としてください。（令和10・11年度の上限額を引き上げるかについては、高校生等を対象にした取組等および起業を目指す大学院生（主に博士課程）を対象とした取組等に係る国の予算措置等の状況により決定します。また、各年度の実施計画に「大学生等を対象とした支援」は必ず記載してください。）

計画作成にあたっては、以下の事項を確認してください。なお、採択時の支援額は、最終的に「大学・エコシステム推進型 第2期スタートアップ・エコシステム形成支援委員会（以下、「委員会」という）」における審査の結果等を踏まえ決定します。

- ※ 間接経費は直接経費の30%が上限です。
- ※ 予算については、国における予算措置の状況に合わせて見直す可能性があります。
- ※ 1拠点都市から1プラットフォームの申請が原則となります。2つ以上の拠点都市にまたがつて、合同で1プラットフォームとして申請することは可能ですが、必ず、応募前にJSTへご相談ください。なお、その場合の申請額の上限は変わりません。
- ※ 予算規模の総額の都合上、プラットフォームの規模等の状況を踏まえた審査を行い、実際の支援額を申請金額から大幅に減額する場合があります。

2.5 採択予定課題数

3プラットフォーム程度

2.6 応募要件

以下の(1)～(3)を全て満たしていることが応募要件です。

主幹機関単独での応募はできません。主幹機関・共同機関の所在する都道府県が3つ以上、主幹機関・共同機関・幹事自治体として最低5機関以上の複数機関が連携（特に複数大学の連携を強く推奨）し、プラットフォームを形成して申請することとします。1つ以上の幹事自治体の参加が必須です。また、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等のいずれか1つ以上のプラットフォームへの参加（協力機関としての参加も可）を条件とします。なお、申

請に当たっては、プラットフォームの取組が、所属するスタートアップ・エコシステム拠点都市の拠点形成計画やその取組の一部として位置付けられている、または位置づけられる見込みがあることが必要です。ただし、令和8年4月時点で大学発新産業創出プログラム 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援による支援を受けている主幹機関、共同機関は本公募プログラムへの応募対象とはなりません（令和8年3月までの大学発新産業創出プログラム 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援による支援の実績有無は問いません）。

(1) 主幹機関は、国内の大学・民間機関等（国公私立大学、国公私立高等専門学校、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）とします。

共同機関は、国内の大学・民間機関等(国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業)とします。

幹事自治体は、地方自治体（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）とします。

協力機関は、国内外の大学・民間機関・地方自治体等(国公私立大学（海外含む）、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業、地方自治体)とします。

(2) 主幹機関、共同機関は支援期間終了後の持続的な起業活動支援やアントレプレナーシップ人材育成プログラム等を実現するため、資金確保を含めた中長期的な計画を立て、機関で連携したアントレプレナーシップ人材育成プログラムが実施できる体制の構築に向けて取り組むことが可能なこととします。

特に、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等が主幹機関または共同機関として参画し経費を執行するには、支援期間終了後も持続的にエコシステムの形成・発展に向けた貢献を継続できる体制を構築することが条件です。

(3) その他の留意事項

- 主幹機関は内閣府が選定したスタートアップ・エコシステム拠点都市に参画している必要があります。幹事自治体はスタートアップ・エコシステム拠点都市にすでに参画しているか、または幹事自治体として本公募プログラムに採択された当該年度末までに参画する見込みや、参画に対して合意が得られている必要があります。共同機関・協力機関はスタート

アップ・エコシステム拠点都市へ必ずしも参画している必要はありません。

- 同一のスタートアップ・エコシステム拠点都市から申請できるプラットフォームは 1 つに限ります。

2.6.1 応募の制限

本公募プログラムにおいて、以下の通り重複応募についての制限を予め明確化しています。本節において記載のない JST 内外の他事業につきましても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは、「4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

(1)機関は主幹機関、または共同機関として、どちらか 1 件のみ申請が可能です。

- 機関は主幹機関として、同時に複数件申請できません。
- 機関は共同機関として、同時に複数件申請できません。
- 機関は同時に、主幹機関と共同機関に申請できません。

2.6.2 推進体制の要件

本公募プログラムでは、主幹機関、共同機関、幹事自治体及び協力機関がプラットフォームを形成し、プログラムを実施することとします。

(1)主幹機関

本公募プログラムを主体的に推進する国内の機関（国公私立大学、国公私立高等専門学校、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）を主幹機関と呼びます。主幹機関は、本公募プログラムの「2.1 スタートアップ・エコシステム形成支援の概要 2.1.1 本公募プログラムの支援内容」の全てを原則として主体的に実施します。また、本公募プログラムを推進するための全体の責任者として「総括責任者」を任命することとします。1 つの拠点都市からは原則として 1 つの主幹機関が申請してください。1 つの拠点都市から複数の主幹機関で申請を希望する場合は、応募前に JST へ必ずご連絡ください。

(2)共同機関

本公募プログラムを主幹機関と連携して推進する国内の機関（国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、

一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業)を共同機関と呼びます。共同機関は、本公募プログラムを推進するための共同機関の責任者として「共同機関責任者」を任命することとします。なお、共同機関のうち、国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、地方独立行政法人等は、「2.1 スタートアップ・エコシステム形成支援の概要 2.1.1 本公募プログラムの支援内容」の(1)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等の実施は必須です。(2)拠点都市のエコシステムの形成・発展に関しては、主幹機関や他の共同機関、幹事および協力機関と連携しながら実施することとします。

(3)主幹機関と共同機関の共同申請

主幹機関は、共同機関と共同で本公募プログラムに申請し、連携して本公募プログラムを推進することとします。

(4)幹事自治体

主幹機関、共同機関と連携して、本公募プログラムを推進する地方自治体(都道府県、政令指定都市、市町村、特別区)を幹事自治体と呼びます。幹事自治体は、複数設定することも可能ですが、複数の拠点都市にまたがり合同で申請する場合は、各拠点都市の自治体をそれぞれ1つ以上含む必要があります。幹事自治体は主幹・共同機関と協力することで、プラットフォームに参画し、スタートアップ・エコシステムの形成・発展に貢献します。なお、幹事自治体はJSTと委託研究契約を締結せず、JSTからの資金提供も行いません。

(5)協力機関

主幹機関、共同機関が推進する本公募プログラムに協力する機関(国公私立大学(海外含む)、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業、地方自治体)を協力機関と呼びます。協力機関は主幹・共同機関と協力することで、プラットフォームに参画し、スタートアップ・エコシステムの形成・発展に貢献します。なお、協力機関はJSTと委託研究契約を締結せず、JSTからの資金提供も行いません。

(6)プログラム代表者

主幹機関に、本公募プログラムの実運用全体を統括する「プログラム代表者」を1名配置しま

す。プログラム代表者は、プラットフォーム内のスタートアップ・エコシステムが目指すビジョンを、参画機関等との調整を図りながら検討・構築します。プログラム代表者は、拠点都市としてのスタートアップ・エコシステム形成に向けて、関係機関とのネットワークを構築し、プラットフォーム全体のマネジメントを行います。

(7)プログラム共同代表者

全ての主幹機関・共同機関に、本公募プログラムの実運用を中心的に推進する「プログラム共同代表者」を1名ずつ配置します（ただし、主幹機関においてはプログラム代表者がプログラム共同代表者を兼ねることも可能です）。大学等におけるプログラム共同代表者は、学内のアントレプレナーシップ人材育成プログラム（学部・研究科や教務部門が実施するものも含む）を一貫して把握し、全学的な視野で中長期的な計画を立てて活動を推進します。大学等以外の機関におけるプログラム共同代表者は、自らの機関において実施する、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの推進に資する活動や、その他プラットフォームの発展に資すると考えられる活動について、中長期的な計画を立てて推進します。

また、プログラム共同代表者は主幹機関のプログラム代表者や他の共同機関のプログラム共同代表者と主体的に意思疎通を図り、学内外の利害関係の調整を行うこととします。

(8)各支援内容に応じたプラットフォーム内の役割分担とマネジメント体制の構築

本公募プログラムでは様々な機関が多数参画し、大学を中心としたスタートアップ・エコシステムを形成していくことが求められます。全ての参画機関がアントレプレナーシップ人材育成プログラムに個々で取り組むのではなく、各機関の特色を生かした役割分担により、プラットフォーム全体のパフォーマンスを最大限に高めるためのマネジメント体制の構築を目指します。また、本公募プログラムでは内閣府により選定されたスタートアップ・エコシステム拠点都市との連携を必ず行うこととします。

本公募プログラムでの活動に関して、JSTとの委託研究契約に反しない範囲において参画機関同士で各種契約を締結する等、プログラムの実施に向けて必要な措置を講じてください。

2.7 応募方法

申請は、府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という）を用いて、プログラム代表者、及び主幹機関の「事務代表者」により行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関の事前登録が必要です。申請にあたり、①e-Radを用いたWeb上の入力、②e-Radを用

いた電子媒体の様式のアップロードの2つの作業が必要です。e-Rad を利用した応募書類の作成・提出方法等の詳細は「5. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) による応募方法について」をご参照ください。

2.7.1 申請書、提出書類一覧

(1) 申請書様式

- ① 申請様式 1：申請書 (word ファイル)
- ② 申請様式 2：予算計画書 (excel ファイル)

※ 様式ファイルは当事業のホームページに掲載します。

(2) 提出書類一覧

- ① 申請書（申請様式 1）
- ② 予算計画書（申請様式 2）
- ③ ヒアリング審査発表資料（任意様式）

※ ヒアリング審査発表時の資料の様式はございません。

※ プレゼンテーション発表時間は合計 20 分です。枚数に制限は設けませんが、発表時間考慮し作成してください。

(3) 提出方法

応募は e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>) を通じて行っていただきます。e-Rad での応募方法等は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」をご確認ください。

2.8 選考方法

2.8.1 スタートアップ・エコシステム形成支援の管理・運営

- (1) 本公募プログラムでは、JST が競争的研究費制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムディレクター（以下、「PD」という）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という）を定めます。
- (2) PD は、本公募プログラム全体の方針や運営等を統括します。
- (3) PO は、外部有識者等で構成される委員会の委員長であり、本公募プログラムの運営の他、事前評価、事後評価、追跡調査等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。

2.8.2 選考の流れ

初年度の流れを中心に記載しています。

(1) 申請 締切：2月 9日（月）正午、e-Rad により申請

- ・プログラム代表者は申請書、ヒアリング説明資料を作成し、e-Rad により申請いただきます。



(2) 審査（ヒアリング審査は 2 月中旬～下旬頃）

- ・委員会により、書類審査、ヒアリング審査を行います。
- ・ヒアリング審査では、プログラム代表者を中心に説明いただきます。
プログラム共同代表者も可能な範囲で出席していただきます。
- ・ヒアリング審査への参加は、主幹機関・共同機関・幹事自治体のみ可能です。



(3) 採択機関の決定

- ・委員会による審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。
- ・JST は主幹機関に採否を通知します。
※共同機関には主幹機関から連絡していただきます。
- ・JST のウェブサイトにて採択された主幹機関/共同機関/幹事自治体、プログラム代表者の氏名、役職等を掲載します。



(4) 研究開発計画書の作成

- ・プログラム代表者に研究開発計画書を作成いただきます。



(5) 契約

- ・JST は主幹機関及び共同機関との間で委託研究開発契約を締結します。
- ・本公募プログラムの契約締結には、以下 2 種類のチェックリストの提出が必要です。未提出の場合は契約を締結できません。
①「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」

詳しくは、「4.25 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」をご参照ください。

②「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出

研究活動（アントレプレナーシップ教育の研究活動）を行う機関等のみ対応が必要です。

詳しくは、「4.29 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」をご参照ください。



(7) 実施

(1) アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等

(2) 拠点都市のエコシステムの形成・発展



(8) 報告・サイトビギット

・年度ごとに本公募プログラムの計画書、報告書をご提出いただきます。

・委員会による進捗確認(進捗報告会、サイトビギット、報告書)を適宜受けていただきます。



(9) 終了

・プログラム代表者は完了報告書をJSTに提出し、機関の担当者は契約関連の各報告書をJSTに提出します。

・JSTは、事業終了年度または事業終了の翌年度以降に事後評価、事業終了の翌年度以降に追跡調査を実施します。

2.8.3 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JSTの規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。なお、評価者（第2期スタートアップ・エコシステム形成支援委員会の委員長、委員、専門委員）は、本公募の提案において、申請者として参画することはできません。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、申請書に具体的に記載してください。

- a. 申請者等と親族関係にある者
- b. 申請者等と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は申請者等が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると見なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者
- c. 申請者等と同一の企業に所属している者又は申請者等が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者
- d. 申請者等と緊密な共同研究を行う者（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- e. 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- f. 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者
- g. その他 JST が利害関係者と判断した者

(2) 総括責任者、プログラム代表者の利益相反マネジメント

総括責任者、プログラム代表者が「総括責任者、プログラム代表者に関する機関」を共同研究開発機関（共同機関）とする提案を行い、「総括責任者、プログラム代表者に関する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、総括責任者、プログラム代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、総括責任者、プログラム代表者と「総括責任者、プログラム代表者に関する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「総括責任者、プログラム代表者に関する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同研究開発機関をいいます。なお、a 及び b については総括責任者、プログラム代表者のみではなく、総括責任者、プログラム代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」という）についても同様に取り扱います。

- a. 総括責任者、プログラム代表者等の研究開発成果を基に設立した機関

(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む)

- b. 総括責任者、プログラム代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない）に就任している機関
- c. 総括責任者、プログラム代表者が株式を保有している機関
- d. 総括責任者、プログラム代表者が実施料収入を得ている機関

「総括責任者、プログラム代表者に関する機関」を共同研究開発機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から委員会にて審議します。

そのため、「総括責任者、プログラム代表者に関する機関」を共同研究開発機関とする場合、申請書にて「総括責任者、プログラム代表者に関する機関」が共同研究開発機関に含まれていることを申告してください。

なお、総括責任者、プログラム代表者の利益相反マネジメントを実施するに当たり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下、「出資先企業」という）を本公募プログラムが採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を主幹機関・共同機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を主幹機関・共同機関とする場合、申請書にて出資先企業が主幹機関・共同機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本公募プログラムの採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本公募プログラムの公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.9 選考の観点

審査に当たっては、申請書やヒアリング審査を基に、以下の観点を中心に評価を行います。

<ビジョン・目標>

プラットフォームの目指す姿が、拠点都市のビジョン・目標に貢献するものとなっているか、また、以下の点について意欲的な目標や KPI が掲げられているか。

(1) アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等

- ・ 支援終了時点までに目指す人材育成像、及び目指す受講者の規模等、それを達成するための効果的な仕組み
- ・ 「大学生等を対象とした支援」における、アントレプレナーシップ人材育成プログラムについて、支援終了までにプラットフォームにおいて希望する全ての者が受講できるような環境の実現
- ・ エコシステムに関わる人材の育成について、支援対象とする具体的な人物像と、対象人物に求める経験、能力、姿勢や考え方などの特性、育成方針

(2) 拠点都市のエコシステムの形成・発展

- ・ プラットフォームの各機関との連携の促進により、持続的かつ自律的なエコシステムの形成

<実施状況・課題>

拠点都市におけるエコシステム形成の現状について俯瞰的に把握し、また、以下の点についてプラットフォームとしての課題点の分析ができているか。

(1) アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等

- ・ プラットフォーム内の各機関の既存のアントレプレナーシップ人材育成プログラムの実施状況

- ・ エコシステムに関わる人材の育成における実施状況や課題

(2) 拠点都市のエコシステムの形成・発展

- ・ プラットフォームにおける各参画機関の現状の連携状況（合同イベントや、コミュニティの設置等）

〈取組内容・実施計画〉

目指すビジョン・目標の実現に向け、現状・課題を踏まえた上で、以下の点についてプラットフォームとして全体最適となるような取組内容・実施計画となっているか。

(1) アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等

- ・ 「大学生等を対象とした支援」における、プラットフォームに参加していない大学等も含めて拠点都市の受講を希望する全ての者が、アントレプレナーシップ人材育成プログラムを受講できる仕組みや体制作り
- ・ アントレプレナーシップ教育を実施できる教職員の育成や体制作り
- ・ エコシステムに関わる人材の育成について、支援対象とする具体的な人物像と、対象人物に求める経験、能力、姿勢や考え方などの特性、育成方針
- ・ 「高校生等を対象にした支援」における、高校生等がアントレプレナーシップを醸成、発揮できるプログラム
- ・ 「起業を目指す大学院生（主に博士課程）を対象とした支援」における、それぞれの専門分野での事業化を想定し、ディープテックを活用した起業に必要な知識や能力を身に付けるための座学、ワークショップ及び長期の海外派遣などの、実践的なアントレプレナーシップ人材育成プログラム
- ・ アントレプレナーシップ人材育成プログラムの効果を測定するための評価基準・手法の考案および評価の実施
- ・ 論文執筆等による海外も含めた情報・成果発信

(2) 拠点都市のエコシステムの形成・発展

- ・ プラットフォーム推進会議の設置や、その運用体制、スケジュール
- ・ プラットフォーム内外の各参画機関のネットワークが構築される仕組み（イベントの実施やコミュニティの設置等）
- ・ 産学官金のネットワークの構築等を含む、アントレプレナーシップを有する人材の育成から、GAP ファンド支援を含めた起業活動支援、起業後の支援に至るまでの持続可能な工

コシステムの構築

- ・ アントレプレナーシップ人材育成プログラムの全体検討や推進を担える人材、エコシステムの核となる人材の育成・確保、各機関における支援体制の構築や核となる人材を中心とした人的ネットワーク形成
- ・ 支援終了後の多様なステークホルダーと協働した資金の創出やエコシステムに関わる人材の継続的な参画の仕組みづくりの構想

＜その他＞

- ・ 大学発新産業創出基金事業スタートアップ・エコシステム共創プログラムと一体的に連携して実施し、アントレプレナーシップ人材育成の成果を GAP ファンド等に活用することでスタートアップ・エコシステムの形成を目指す提案であるか。
- ・ 経費執行計画は適切か。

第3章 採択後の研究推進等について

3.1 研究計画の作成

採択後、プログラム代表者は支援期間の全体を通じた全体計画書、年度毎の年次計画書を作成します。計画書には、予算執行計画や体制が含まれます。

※ 計画書で定める体制および予算は、POによるマネジメント、評価の状況、本公募プログラム全体の予算状況等に応じ、支援期間の途中で見直されることがあります。

3.2 委託研究契約

- 研究課題の採択後、JSTは研究担当者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」を参照してください。
- 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。

3.3 プログラム推進費

JSTは委託研究契約に基づき、プログラム推進費(直接経費)に間接経費(原則、直接経費の30%)を加え、研究機関に支払います。

- ・プログラム推進費：

アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等、拠点都市のエコシステムの形成・発展に使用する費用。

例：アントレプレナーシップ人材育成プログラム開発費、外部有識者への謝金、旅費

※一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等が主幹機関または共同機関として参画し経費を執行するには、支援期間終了後も持続的にエコシステムの形成・発展に向けた貢献を継続できる体制を構築することが条件です。

※企業等(大学等以外)について、取得物品のうち、取得価額50万円以上かつ使用可能期間が1年を超えるものは、JST帰属の資産としてJSTに報告し、支援終了後は企業等で有償賃貸借や買い受けが必要です。

執行に際しては特に注意が必要ですので、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

また、「第 6 章 Q&A」をご確認ください。

3.4 プログラム推進費（直接経費）

プログラム推進費（直接経費）とはプログラム推進に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究担当者および計画書記載の研究参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参加者・支援者等（但し、研究担当者を除く）の人事費、謝金

※大学等において運営費交付金や私学助成金等により、国から人件費を措置されている者の人件費は支出できません。

※総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者（主幹機関、共同機関）の人事費は支出できません。

※研究計画書に研究参加者としての登録がある者は謝金対象とすることはできません。
なお、プラットフォーム関係者は全て研究計画書に研究参加者として登録するものとします。

※JST では本公募プログラムに参画する若手研究者の自発的な研究活動を支援することで若手研究者の育成を目指しています。

- d. その他：a, b, c の他、プログラム推進を実施するための経費

※外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約については直接経費での計上が認められています。

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」という）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

3.4.1 直接経費として支出できない経費の例

- ・目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本公募プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しく述べは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- ・視察を目的とした海外出張・派遣は本公募プログラムの支援対象外とします。

3.4.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 5 年 5 月 31 日改正）に則り、間接経費の使用に当たり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.4.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

3.5 評価

- ・JST は、サイトビジット、進捗報告会、報告書等による進捗確認を実施します。進捗評価の結果により、計画の見直し等を求めることがあります。また、評価結果によっては、支援期間中であっても、活動経費の増額・減額や活動の中止等の措置をとることがあります。
- ・JST は、事業終了年度、または翌年度に事後評価を実施します。事後評価では、プラットフォームの主幹機関および共同機関における取組の成果のみならず、幹事自治体、協力機関まで含めた

支援期間を通じた全体の取組の成果を報告いただきます。また、評価結果は公開する予定です。

・JST は、事業終了の翌年度以降、追跡調査を実施します。

3.6 総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の責務等

(1) JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用等を行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））e-ラーニングプログラム）の受講について周知徹底する。詳しくは、「4.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。
また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することができますので、ご留意ください。

(2) 総括責任者

本公募プログラムの全体の責任者は総括責任者が務めます。本公募プログラムで実施する内容について、全ての責任を負います。総括責任者が大学に所属している場合は、理事、副学長、学長等の役職者を充てることを原則とします。

(3) 共同機関責任者

共同機関が本公募プログラムで実施する内容について、全ての責任を負います。共同機関責任者が大学に所属している場合は、理事、副学長、学長等の役職者を充てることを原則とします。

(4) プログラム代表者

主幹機関において本公募プログラムの実運用全体をとりまとめます。拠点都市内のスタートアップ・エコシステムが目指すビジョンを、参画機関等の調整を図りながら検討・構築します。プログラム代表者は拠点都市としてのエコシステム形成に向けて、主体的にプラットフォーム内外の関係機関とのネットワークを構築し、プラットフォーム全体のマネジメントを行います。必要に応じて、プログラム代表者を補佐するプログラム代表補佐を設置することができます。

(5) プログラム共同代表者

主幹機関及び共同機関におけるアントレプレナーシップ人材育成プログラムや起業活動支援等の起業活動支援内容を一貫して把握し、全学的な視野を持って機関内の活動を推進します。また起業活動支援の運営及びアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等に向けた活動の実務を中心的に行います。必要に応じて、プログラム共同代表者を補佐するプログラム共同代表補佐を設置することができます。

3.7 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下、「参画機関」という）から事前承諾を確実に得てください。

a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2025/2025_start2_keiyakusho.pdf

b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.25 (1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した

上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.29（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」）。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本公募プログラム特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しつつ研究機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。
- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
 - ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
 - ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
 - ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブックー」
 - ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
 - ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じてeAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営するe-learning教材)を受講することが可能です。
- これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。
- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.8 その他留意事項

3.8.1 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間2万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal のWeb応募機能等を利用してことで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、ぜひ JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

3.8.2 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について

JST を含む政府系22機関は、スタートアップ支援を目的として、「スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援に関する協定書」を締結し、スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus（プラス） “Platform for unified support for startups”）を創設しました。その一環として、ワンストップ相談窓口“Plus One（プラスワン）”を運用しています。

本公募プログラムを実施する上で、Plus One（プラスワン）の活用をご検討ください。

●Plus Oneについて

<https://www.nedo.go.jp/activities/startups/plusone.html>

第4章 応募に際しての注意事項

4.1 生成AIの利用について

応募書類を作成する際に生成AIを使う場合、著作権を侵害したり、個人情報や機密情報が漏れたりしてしまうなどのリスクがあります。こうしたリスクがあることを理解したうえで、利用するかどうかは研究者自身の責任で判断してください。

4.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

プログラム代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Radでの入力方法は「第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」を参照してください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施しているeラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Radの応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去にJSTの事業等においてeAPRINを修了している場合

JSTの事業等において、eAPRINを応募申請時点で修了している場合は、e-Radの応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JSTを通じてeAPRINダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブページを参照してください。

研究提案公募ウェブページ <https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択/入力してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

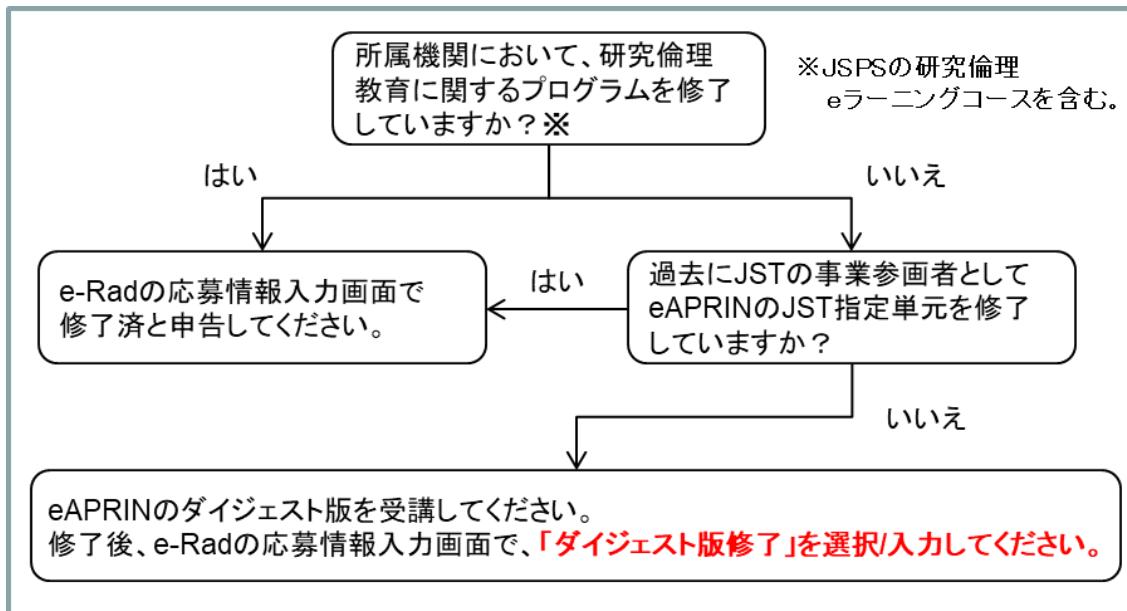
国立研究開発法人科学技術振興機構

スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第 2 グループ

E-mail : su-ecosys@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本公募プログラムに参画する研究者等について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブックー」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

=====

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラムまたは教材を履修している場合を除きます)。

4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※))が不需要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本公募プログラムにおいて、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下、「研究課題の不採択等」という)を行います。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本公募プログラムへの応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本公募プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本公募プログラムにおいて、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本公募プログラムに提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本公募プログラムにおいて、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本公募プログラムへの応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本公募プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本公募プログラムにおいて、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

- (i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、研究代表者・主たる共同研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下、「研究費に関する情報」という）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下、「所属機関・役職に関する情報」という）を応募書類やe-Radに記載いただきます。応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

- ・応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

（ii）その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

4.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 総合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

また、「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」（令和6年12月18日文部科学省 科学技術・学術政策局）においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互恵性・透明性といった共通の価値観に基づく開かれた研究環境を守り、大学等の国際連携を推進するために、研究セキュ

リティ確保が必要とされています。詳細については文部科学省のウェブサイトを参照してください。

- 「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」
(令和 6 年 12 月 18 日文部科学省 科学技術・学術政策局)

https://www.mext.go.jp/content/20241218-mxt_kagoku-000039402_1-1rrr.pdf

4.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が本公募プログラムを含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下、「外為法」という）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本公募プログラムを通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本公募プログラムの活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受け入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外為替及び外貿法 第25条第1項及び外為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本公募プログラムにより外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本公募プログラム終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、本公募プログラムを通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下のを参照してください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイド（大学・研究機関用）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和 6 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受け、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属させることを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等に当たっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、JST は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本公募プログラムにおいては、同提言の内容については委託研究契約の内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、JST へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

4.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳

（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.8 府省共通経費取扱区分表について

本公募プログラムでは、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2025/2025asteps309betsu.pdf>

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本公募プログラムにおいて、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という）の人事費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の人事費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出す

る場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人事費の支出について（連絡）」（令和2年11月13日改訂）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

4.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

4.10 年度末までの研究期間の確保について

JSTにおいては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.11 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までにe-Radにより報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそも研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「統合イノベーション戦略 2025」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

これらを踏まえ、本公募プログラムにより購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
[競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）]

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定 (R3.3.26)]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「統合イノベーション戦略 2025」[閣議決定 (R7.6.6)]

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougesenryaku/togo2025_zentai.pdf

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」

[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (R5.5.24 改正)]

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」

[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ (R2.9.10 改正)]

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(R4.3 策定)

https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo

- 「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>

- 「コアファシリティ構築支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

4.13 博士課程学生の待遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定) においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント (RA) としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と待遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や待遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した待遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本公募プログラムにおいて、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本公募プログラムへ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意事項）

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の待遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度（※1）の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

（※1）競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額の中央値が存在する区分（40万円以上45万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19日～20日）の勤務時間（7時間45分～8時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。）

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下の支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博

士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成31年2月25日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保つつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本公募プログラムにより、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

4.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通じ、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本公募プログラムにおいても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

- ・理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とします。
- ・研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとしてSNS等で配信するための費用を直接経費から支出可能とします。
- ・上記2点のアウトリーチ活動の実績について研究成果報告書への記載を可能とし、プラス評価の対象とします。また、研究計画書への記載も可能とし、審査の際にプラス評価の対象とします。

また、体格や身体の構造と機能の違いなど生物学的性（セックス）や、社会的性（ジェンダー）など、性差等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

- ・性を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における性との関わりを検討し、必要に応じて性差等を考慮して実施してください。

4.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本公募プログラムにおいて雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本公募プログラムから人件費を支出しつつ、本公募プログラムに従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R2.12.18改正）]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>
- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）の対応について

4.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.18 URA等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と待遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用するURA等のマネジメント人材が本公募プログラムの研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれでは本公募プログラムに限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

さらに、本公募プログラムでは、研究期間終了後の自立的な運営に向けた取組を求めていることから、当該マネジメント人材と有期の雇用契約を締結している場合においては、適切な評価等によって無期の雇用契約とするなど、当該マネジメント人材が安定的な職を得られる仕組の導入が望まれます。

4.19 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上の研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められていますが、JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

4.20 オープンサイエンスの促進について

（1）JST のオープンサイエンス方針について

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を定めています（平成 29 年 4 月施行、令和 4 年 4 月、令和 7 年 3 月改定）。本方針では、本公募プログラムでの研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本公募プログラムの研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については 12 ヶ月以内の公開

を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※1）、JST の求めに応じて提出するとともに、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST が示すメタデータ（※1）を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データのうち公開データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。加えて、国の方針により指定された一部の事業については、下記(2)で示す学術論文等の即時オープンアクセスに対応いただきます。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

（※1） DMP に記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- 研究 DX(デジタル・トランスフォーメーション)-オープンサイエンス(内閣府)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>

- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方

（統合イノベーション戦略推進会議）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目（2025 年 1 月時点）

https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

なお、JST は、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.22 NBDCからのデータ公開について」もご参照してください。

(2) 学術論文等の即時オープンアクセスについて

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、令和7年度から新たに公募を行う戦略的創造研究推進事業(※2)、創発的研究支援事業の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データ(※3)は、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定)」(以下、「基本方針」という)及び「「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定)」の実施にあたっての具体的方策(令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)」(以下、「具体的方策」という)に従って、学術雑誌への掲載後、即時(※4)に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられます。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)(※5)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、年度終了後に提出する実績報告等において入力された研究成果情報は、e-Radを通じ、研究データ基盤システムに提供されます。必要な情報が記載されている場合、これにより、研究成果情報が研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目を追加・変更しています。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該否、即時オープンアクセスの実施有無、(即時オープンアクセスの実施無の場合)即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページのURL等の識別子について記入する必要があります。

○学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定)

https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

○「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定)の実施にあたっての具体的方策(令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)

https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関する FAQ

https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf

なお、学術論文等の即時オープンアクセスの対応に際し、所属機関で機関リポジトリが整備されていない場合、JST が運用する Jxiv や GRANTS Data（2025 年度リリース予定）等のリポジトリをご活用ください。

（※ 2）戦略的創造研究推進事業のうち、先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）及び情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）は除く。

（※ 3）基本方針において、「即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。」とされている。

（※ 4）具体的方策において、「基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間（エンバーゴ）がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定する前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載するための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後 3 か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。」とされている。

（※ 5）「NII 研究データ基盤（NII Research Data Cloud）の概要」（国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター）（<https://rcos.nii.ac.jp/service/>）

4.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本公募プログラムにより得た研究成果を発表する場合は、本公募プログラムにより支援を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本公募プログラムにより支援を受けた旨を記載する場合

には「JST START University Ecosystem Promotion Type (Supporting Creation of Startup Ecosystem in Startup Cities), Grant Number 10 術の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本公募プログラムの 10 術の体系的番号は、JPMJST+数字 4 術です。体系的番号については、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST START University Ecosystem Promotion Type (Supporting Creation of Startup Ecosystem in Startup Cities), Japan Grant Number JPMJxxxxxx.

【和文】

本研究は、JST START 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援、JPMJxxxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

4.22 NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業 (<https://biosciencedbc.jp/>) では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日) でも、NBDC (現 情報基盤事業部 NBDC 事業推進室) が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.dbcls.jp/

4.23 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和7年4月時点で18件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

4.24 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本公募プログラムの公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.25 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本公募プログラムの応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認

める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本公募プログラムの契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 8 年 4 月 1 日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad からチェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付 競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 7 年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 8 年度版チェックリストに係る手続きを令和 8 年 12 月 1 日までに行ってください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。（下記 URL は、令和 7 年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.26 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本公募プログラムの研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本公募プログラムへの申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことと指します。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3.4
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2 1以外 ①社会への影響が小さく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
	② ①及び③以外のもの	2~4 年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5 年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

※3 以下の場合は申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・表中※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

- ・表中※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本公募プログラムにおいて、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本公募プログラムへの申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JSTにおいて原則公表すること

とします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.27 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本公募プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.28 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.29 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本公募プログラムへの応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本公募プログラムの契約に当たり、各研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下、「研究不正行為チェックリスト」という)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和8年度4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから令和8年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付 研究公正推進室に、e-Radを利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和7年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和8年度版研究不正行為チェックリストを令和8年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1368875_00002.htm

(※1) 提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日(9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本公募プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本公募プログラムの研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加（※）資格制限の措置

本公募プログラムによる研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本公募プログラムへの申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下、「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下、「他府省関連の競争的研究費制度」という）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

（※）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

特定不正行為に係る応募制限の対象者	特定不正行為の程度	応募制限期間*
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年
	2. 特定不正行為があつた研究に係る論文等の著者	5~7年
	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらとのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	3~5年
	上記以外の著者	2~3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者	2~3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの
		2~3年
		1~2年

* 応募制限期間は原則、特定不正行為があつたと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本公募プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

（iv）不正事案の公表について

本公募プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JST が行った措置等）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.30 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本公募プログラムへの研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本公募プログラムへの研究課題に参画する研究者等全員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講するよう周知徹底していただくことが必要です。

4.31 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、研究者番号、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予

定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本公募プログラムのウェブページの他、JST が運営する JST プロジェクトデータベース（以下、「PDB」という。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開すると共に、公開情報として JST 他の情報システムにも利用される場合があります。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDB において公開する場合があります。

4.32 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

4.33 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap（<https://researchmap.jp/>）は JST が運営する日本の研究者情報データベースとして 37 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されており、本公募プログラム実施者は、積極的に researchmap に登録・更新くださるようお願いします。

4.34 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内

で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.35 特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1年6ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和4年法律第43号）（以下「経済安全保障推進法」という）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・内閣府：特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

本公募プログラムへの応募は e-Rad を通じて行っていただきます。

応募に当たっては、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。<https://www.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

※e-Rad を利用するに当たっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。
また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

（1）e-Rad 使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時までに、研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

① 研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、e-Rad ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)

ml) 研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

(2) e-Rad での応募申請

- 研究者による応募課題の提出

e-Rad ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、JST 事業担当まで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

<注意事項>

- 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と提案様式の添付が必要です。アップロードできる提案様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 事業担当へ問い合わせてください。
- 応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

5.3 その他

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本公募プログラムの公募ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、選考状況、採否に関する問合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出 に関する手続き等に関する問合わせ	スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第2グループ	E-mail : su-ecosys@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号： 03-3512-3529 受付時間： 10:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
e-Rad の操作方法に関する問合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

○START 事業ホームページ： <https://www.jst.go.jp/start/index.html>

○e-Rad ポータルサイト： <https://www.e-rad.go.jp/>

(2) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。